

議会位置付け
議員職務

明文化

地方自治法改正を巡る動き

第211回通常国会が6月21日、閉幕した。同国会では、地方議会の位置付けの明文化等を盛り込んだ、内閣提出による地方自治法の一部を改正する法律案が可決・成立した(R4.5.15 [])。

三議長会は、多様な人材の地方議会への参画促進を図るため、地方自治法に「議会を置く」としか規定されていない地方議会の位置付けや議員の職務等を明文化すること、立候補に伴う企業等による休暇保障など立候補環境の改善のための法整備を行うことなどを国に強く要望してきた。

このような中、自民党では、総務部に「地方議会の課題に関するプロジェクトチーム」を設置し、地方議会を取り巻く諸課題について討議・分析。令和3年4月に「令和時代にふさわしい地方議会・議員のあり方についての提言」を取りまとめた。提言では、政府に対して地方議会の位置付け・議員の職務等の法律上の位置付けや立候補に伴う休暇保障の法制化等について地方制度調査会で議論の上、結論を得るように求めた。国会・

政党には、請負禁止の範囲の明確化・緩和、災害時の場合の招集日の変更等の立法化を求めた。また、各地方議会・全国議長会には、議会活動のサポート体制の強化、若者や女性などの人材育成の場作りなどを自ら実施することを求めた(R3.4.25 [])。

このうち、議員の請負禁止の範囲の明確化・緩和については、令和4年の臨時国会で議員立法により地方自治法改正案が提出され、同年12月10日に可決・成立した。同改正では併せて、災害時の場合の招集日の変更を可能とする規定が整備された(R4.12.25 [])。

地方議会の位置付け等の明文化については、令和4年1月に設置された第33次地方制度調査会の第1回総会において、三議長会は令和5年統一地方選挙までに地方自治法の改正が実現するよう前倒しで重点的な審議を要請した。

その後、同調査会専門小員会に

おいて、地方議会のあり方全般にわたり前倒しで議論が行われ、令和4年12月21日に開催された第3回総会で「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」を取りまとめ、12月28日に内閣総理大臣に提出された。政府は令和5年3月にこの答申を踏まえた地方自治法改正案を国会に提出。国会審議を経て、三議長会の要請事項が実現した(R5.1.25、R5.4.5、R5.5.15 [])。

改正された地方自治法では、地方議会は「議事機関として住民が選挙した議員をもって組織される」という位置付けや「重要な意思決定に関する事件を議決し、検査及び調査その他の権限を行使する」という役割と、議員は「議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない」との職務を条文化。併せて地方議会に対する住民からの請願書の提出や国会に対する地方議会からの意見書の提出など、地方議会に係る手続について一括してオンライン化が可能となる内容となっている。

※()内の日付は、本紙掲載号へリンクしています。

「多様な人材の市議会への参画促進に関する決議」に対する地方自治法の一部改正の措置結果 (R4.11.9 第113回評議員会) (R5.4.26 成立)

国会決議 (R4.11.9)	地方自治法の一部改正 (R5.4.26) の措置結果
<p>第1 多様な人材の市議会への参画を促す環境整備</p> <p>1 地方議会の位置付け・議員の職務の明確化 議会と長の二元代表制から構成される地方自治の重要性に鑑み、地方議会の意思決定機関としての位置付けや住民の代表者としての議員の職責について、令和5年の統一地方選挙までに地方自治法で明確化すること。</p>	<p>(地方自治法第89条第一項の改正) 普通地方公共団体の議会は、議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもって組織されること。 (地方自治法第89条に二項新設) 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びに検査及び調査その他の権限を行使すること。 議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないこと。</p>
<p>2 会社員が立候補しやすい労働法制の見直し 今や就業者の9割を会社員が占めており、若者や女性を含む幅広い会社員層から市議会の議員に立候補しやすい、また、兼業が認められる場合には議員活動ができる環境を整える必要がある。 このため、立候補に伴う休暇保障や議員活動のための休職、任期満了後の復職など、労働基準法はじめ労働法制の見直しを行うこと。</p>	<p>(地方自治法一部改正法の衆議院総務委員会の附帯決議三、参議院総務委員会の附帯決議四) 政府は、地方議会の議員の選挙において労働者がより立候補しやすくなるよう、就業規則において立候補休暇制度を設けること等について、事業主の理解を得るための取組を進めるなど、引き続き立候補環境の整備に取り組むこと。</p>
<p>5 小規模市における議員報酬の引上げ等を促進する財政支援 (議員報酬の引上げ) 小規模市議会の議員は、概して議員報酬の水準が低く、経済的に恵まれた議員は別として、兼業しなければ生計困難に陥りかねない実情にある。 一方、議会の役割が高まるに伴い、小規模市においても議員活動が年々増大、その内容も高度化・専門化し、現実には専業として活動せざるを得ない議員も多く、議員のなり手不足の一因にもなっている。 このため、住民の理解を得ながら、地域の実情に応じて生計維持が可能な水準まで議員報酬を引き上げることができるよう、小規模市に対する地方財政措置の強化を図ること。</p>	<p>(地方自治法一部改正法の衆議院総務委員会の附帯決議五、参議院総務委員会の附帯決議六) 政府は、小規模市町村において議員のなり手不足が深刻であることを踏まえ、適正な水準の議員報酬の在り方について、各地方公共団体における検討に資するよう、取組事例の紹介に取り組むとともに、適切に地方財政措置を講ずること。</p>

<p>国会決議 (R4.11.9)</p>	<p>地方自治法の一部改正 (R5.4.26) の措置結果</p>
<p>7 政治分野における男女共同参画の推進 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき、議員活動と出産育児等の両立支援のために地方議会が実施する体制整備等の取組に対し支援を行うこと。</p>	<p>(地方自治法一部改正法の衆議院総務委員会の附帯決議四) 政府は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律や第三十三次地方制度調査会の答申の趣旨等を踏まえ、女性や若者、育児・介護に携わる者等が議会に参画する上での障壁を除去するため、各議会において会議規則における育児・介護等の取扱いの明確化やハラスメント防止等の取組が進められるよう、必要な助言を行うこと。 (地方自治法一部改正法の参議院総務委員会の附帯決議五) 政府は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律や第三十三次地方制度調査会の答申の趣旨等を踏まえ、女性や若者、育児・介護に携わる者等に参画する上での障壁を除去するための社会的な環境整備に取り組むこと。また、地方議会において会議規則における育児・介護等の取扱いの明確化やハラスメント防止等の取組が進められるよう、必要な助言を行うこと。</p>
<p>9 地方議会のデジタル化の促進 本会議、委員会等のウェブサイト公開、議員に対するタブレット端末の配布、議事の自動音声翻訳、デジタル人材の育成確保など、地方議会のデジタル化への取組について技術的・財政的な支援を行うこと。</p>	<p>(地方自治法第 138 条の 2 を新設) 普通地方公共団体の議会又は議長に対して行われる文書等による通知については、電子情報処理組織を使用する方法 (オンライン化) により行うことができること。 普通地方公共団体の議会又は議長が行う文書等による通知については、電子情報処理組織を使用する方法 (オンライン化) により行うことができること。 (地方自治法一部改正法の衆議院総務委員会の附帯決議一) 政府は、多様な住民が地方議会に関わる機会の拡大及び議会運営の合理化を図るため、現行の議会の在り方に加え、議会に係る手続のオンライン化を可能とした趣旨も踏まえ、議会におけるデジタル技術を活用した取組に関し、必要な助言を行うとともに、技術的・財政的な支援についても検討を行うこと。 (地方自治法一部改正法の参議院総務委員会の附帯決議二) 政府は、多様な住民が地方議会に関わる機会の拡大並びに議会運営の活性化及び合理化を図るため、現行の議会の在り方に加え、議会に係る手続のオンライン化を可能とした趣旨も踏まえ、議会におけるデジタル技術を活用した取組に関し、必要な助言を行うとともに、技術的・財政的な支援についても検討を行うこと。</p>
<p>[第 1 の全般に関して]</p>	<p>(地方自治法一部改正法の衆議院総務委員会の附帯決議六) 政府は、今後も人口減少の進行が見込まれていることに鑑み、本法による地方議会の役割及び議員の職務等の明確化の趣旨を十分に周知するとともに、各地域において住民福祉を最大限に追求することに資する議会の在り方について活発に議論がなされるよう、必要な助言を行うこと。 (地方自治法一部改正法の参議院総務委員会の附帯決議一) 政府は、多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現が重要であることを踏まえ、本法による地方議会の役割及び議員の職務等の明確化の趣旨を十分に周知するとともに、各地域において住民福祉を最大限に追求することに資する議会の在り方について活発に議論がなされるよう、必要な助言を行うこと。 (地方自治法一部改正法の参議院総務委員会の附帯決議七) 政府は、歯止めのかからない投票率の低下は民主主義の危機であるという立場から、投票率の向上のため、特に若年層の政治に対する関心を高めるための教育等の充実・強化を図るとともに、高齢者等の移動手段の確保や期日前投票の利便性の向上等あらゆる施策を講ずること</p>
<p>第 2 地方議会の権能強化 7 地方議会のオンライン開催 感染症のまん延や大規模災害の発生により委員会を開催すること自体が困難な場合に加え、出産・育児・介護、疾病等の事情により会議場に参集することが困難な議員についてはオンラインでの参加を認めるなど、本会議への対象拡大も含め、地方議会のオンライン開催の拡充を図ること。</p>	<p>(地方自治法一部改正法の衆議院総務委員会の附帯決議二、参議院総務委員会の附帯決議三) 政府は、多様な人材が地方議会に参画できる環境を整備することの重要性に鑑み、各議会において、オンラインによる委員会を円滑に開催することができるよう、地方公共団体に対し必要な助言を行うこと。また、オンラインによる本会議への出席を可能とすることについては、第三十三次地方制度調査会の答申を踏まえ、議員本人による自由な意思表示に関し、議場と同様の環境が確保できるか等の課題について、オンラインによる委員会の開催上の課題等の検証を行い、国会における対応も参考としつつ丁寧に検討を進め、その結果に基づいて必要に応じ所要の措置を講ずること。</p>